

盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度 利用可能な行政サービス一覧

令和5年5月現在。
市のホームページ
で、随時情報更新
予定。

- ・制度導入前から柔軟に対応しているサービスも併記しております。
- ・詳しい要件等については、それぞれの担当部署にご相談ください。

◆パートナーに代わり、申請・受領・照会・相談などができるもの

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・ 問い合わせ先
納税相談	納税に関する相談ができる。 (納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要)	納税課 (019-613-8464)
個人住民税の減免申請	申請ができる。 (委任状が必要)	市民税課 (019-626-7504)
税証明の交付	所得・課税証明書、納税証明書などの申請、受領ができる。 (委任状が必要)	
固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧、写しの交付	固定資産課税台帳(名寄帳)の写しの申請、受領ができる。 (納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要)	資産税課 (019-626-7530)
固定資産税・都市計画税の納税通知書、納付書の再発行	納税通知書、納付書の再発行ができる。 (納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要)	
固定資産税・都市計画税の課税内容の照会	窓口における、課税状況の照会対応が可能 (納税通知書等の持参と、納税者本人の承諾が必要)	
罹災証明書の申請 (火災以外の自然災害)	罹災証明書の申請、受領ができる。 (納税通知書または委任状が必要)	
り災証明書(火災に起因するもの)の申請	り災証明書の申請、受領ができる。 (り災者本人からの委任または委任状が必要)	盛岡地区広域消防組合 消防本部 (019-626-7401)
住民票の交付	同一世帯員の場合、委任状を用意せずに住民票の発行ができる。	市民登録課 (019-626-7501)
要介護認定の申請	家族による代理手続きと同様に申請ができる。	介護保険課 (019-626-7560)
母子健康手帳の交付	配偶者等と同様に代理申請、受領ができる。 (委任状が必要)	母子健康課 (019-603-8303)
教育・保育給付認定申請 (認可保育所入所申込含)	教育・保育給付認定及び保育の提供について、パートナーの子の保護者として申請できる。	子育てあんしん課 (019-626-7511)
施設等利用給付認定申請 (幼児教育・保育無償化認定申請)	預かり保育を利用した場合の利用料について、月額上限の範囲内で無償化を、パートナーの子の保護者として申請できる。	保育サービス推進室 (019-626-7553)

◆パートナー(及びファミリーシップ関係にあるパートナーの子・親)を家族とみなして 制度が適用されるもの

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・ 問い合わせ先
市営住宅の入居	市営住宅への入居ができる。	建築住宅課 (019-626-7533)
盛岡市移住支援事業移住支援金	交付要件を満たす東京圏からの転入者に対して、所定の金額を支給する際、同一世帯として適用される。 (支援対象者の要件あり)	都市戦略室 (019-613-8370)
空き家等購入費補助金	盛岡市空き家等バンク登録物件を購入した場合に、世帯として購入費補助金の申請ができる。 (補助対象者の要件あり)	都市計画課 (019-639-9051)
生活保護の申請・受給	同居している場合に同一世帯員として申請、受給ができる。 (算定にあたってはパートナーの所得が合算される。)	生活福祉第一・第二課 (019-626-7510)

身体に障害のある人などの軽自動車税（種別割）の減免	身体障害者等またはそのパートナーが所有する軽自動車の軽自動車税（種別割）を、要件に該当する場合は、申請により減免する。 (申請における委任状などは必要なし)	市民税課 (019-626-7504)
救急車への同乗	パートナーが救急車で搬送される際に同乗できる。	盛岡地区広域消防組合 消防本部 (019-626-7401)
(市立病院) 患者への面会	市立病院における面会を認める。	市立病院医事課 (019-635-0101)
(市立病院) 患者の病状説明	入院患者の病状確認・説明を受けることができる。	
(市立病院) 緊急連絡先の指定	緊急時の連絡先として指定できる。	

◆その他

制度・サービス名	制度内容・注意点	担当課・ 問い合わせ先
公民館事業の申込み	保護者情報が必要な申請（図書貸出、講座申込等）について、パートナーの子の保護者として申請できる。	中央公民館 (019-654-5366) 上田公民館 (019-654-2333) 西部公民館 (019-643-2288)
DV相談	パートナーからの暴力の相談ができる。	もりおか女性センター (019-604-3303)
パパママ教室などの各種教室	・パートナーと一緒に教室に参加できる ・パートナーの子の保護者として教室に参加できる	母子健康課 (019-603-8303)

※ここに掲載のないサービスについても、状況に応じご利用可能な場合があります。

(ガイドブック・市HPには、県、民間事業者等のサービスについて確認の取れたものについても掲載する。)